

答 申 第 105 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 7 年 12 月
三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が別表 A 欄に記載の日付で三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った別表 B 欄に記載の開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が別表 C 欄に記載の日付で行った別表 D 欄に記載の公文書部分開示決定及び公文書不存在決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 本件対象公文書及び本件非開示情報

本件審査請求の対象となっている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、「令和 6 年 12 月 5 日供覧『令和 6 年度第 2 回三重県開発行政府担当者会議について（復命）』」であり、その他については不存在としている。

また、本件対象公文書について、実施機関が非開示とした情報（以下「本件非開示情報」という。）は、①提案議題の提案市名、②提案趣旨、③回答、④復命書の一部である。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

行政府担当者会議の会議録を開示請求したいため、会議録を作成し開示可能となった時点で連絡してほしい旨建築開発課に依頼したが、他課では連絡する対応をしてくれているにもかかわらず、同課のみ連絡する対応をしてくれない。

そのため、日本国憲法で定められた基本的人権である「知る権利」に基づいて毎日開示請求を行わざるを得なくなってしまった。

憲法第 99 条で定められた、公務員が憲法を尊重し擁護する義務に基づき、公務として事務連絡を求めている。

また、国の方針により、現状に合わせた許可基準への見直しが求められているにもかかわらず、他の自治体では当然に行われている対応が三重県ではなされていないため、関連する会議の会議録の開示を求めている。

しかし、開示請求に対し、1 件は文書がなく不存在決定がなされ、残りは内容のほとんどが黒塗りされた会議録が部分開示決定された。

会議に参加した市に確認したところ、会議内容は特に問題ないものであったとの回答を得ており、部分開示決定は、県が「国の方針に対する理解が不十分で、標準的な行政を行っていない」ということや「県の対応について市町から苦情が出ている」といった、

県にとって不都合な事実を隠蔽する目的で行われたものである。

結論としては、公文書が作成され次第請求者へ連絡するという当然の公務を遂行するよう文書・情報公開課から周知してほしい。

また、建築開発課の連絡をしないという対応が行政手続法で禁じられている報復行為にあたる場合は、関係職員を懲戒処分としてほしい。

さらに、隠蔽目的の黒塗りを撤回し、対象公文書を全て開示してほしい。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

本件対象公文書は行政庁会議に関する復命書であり、本件非開示情報は以下のとおり、いずれも条例第7条第5号（審議検討情報）に該当するため、非開示とした。

開発許可制度は、それぞれの都市計画上の課題に対応するため、各行政庁の運用上の解釈や裁量に委ねられる部分が多い。また、多岐にわたる条件等を総合的に考慮して判断されるものであり、全ての行政庁が同様の運用をしているわけではない。

本件行政庁会議は、このような開発許可制度の運用について、三重県及び開発許可権限を有する5市が、非公開を前提としたうえで開発許可に関する課題等を共有し、率直な意見交換を行う場である。

このような会議の性質上、どの行政庁が議題を提案したかを示す「提案市名（3①）」や、その背景にある内部の取扱い状況や特定の行政庁における見解等を記載した「提案趣旨（3②）」及び「回答（3③）」、前回会議の回答の延長である「復命書の一部（3④）」が公開されると、その情報を基に、他の行政庁に対して同様の取扱いを求めるなどの圧力や干渉が加えられることが想定され、会議参加者は外部からの影響を懸念して発言を控えるなど、会議における率直な意見の交換が妨げられるおそれがある。

加えて、これらの情報を公開することで、特定の者に対して利益や不利益が及ぶよう、会議の運営に意見することも想定され、中立な会議運営に支障が生じることとなる。

なお、不存在決定を行った「12月4日時点における本件対象公文書」は、請求日である12月4日時点では作成していないため不存在決定を行ったものであり、12月5日以降の請求に関しては部分開示決定を行っている。

また、開示請求があった「行政庁会議に参加した市が来庁者に対して会議の内容を教えたり質問に答えたりしてはならないと命令や圧力をかける等ができると規定されている公文書」については、そのような文書は通常存在しないため、不存在決定を行ったものである。

以上のことから、本決定は妥当である。

6 審査会の判断

（1）基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を

理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 部分開示決定の妥当性について

ア 条例第7条第5号（審議検討情報）の意義について

本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議の際の自由な意見交換や公正な意思形成が妨げられ、歪められたり、特定の者に利益や不利益をもたらすことなく、適正な意思形成が確保される必要から定められたものである。

イ 条例第7条第5号（審議検討情報）の該当性について

審査請求人は、会議に参加した市が内容に問題はないと回答していることから、部分開示決定は、県にとって不都合な事実を隠蔽する目的で行われたものだと主張する。

一方、実施機関は、本件非開示情報について、いずれも本号に該当するとして非開示としていることから、以下のとおり、本件非開示情報の本号該当性を検討する。

①提案議題の提案市名、②提案趣旨及び③回答

実施機関は、本件行政会議は非公開を前提としたうえで、開発許可制度の運用について、県と市が課題等を共有し、率直な意見交換を行う場であり、これらの情報を公開すると、提案市やその内部の取扱い状況が特定され、外部からの圧力や干渉を招くとともに、会議における率直な意見交換が妨げられるおそれがあると主張する。

確かに、開発許可制度の円滑な運用に関し、各行政が組織内部の取扱い状況や独自の見解を率直に提示し、共有・検討し合える環境は重要である。特に、本件会議のように、行政内部の事務担当者間において、その内容は公表を前提としないという共通の理解のもとに運営されている会議においては、参加者間の信頼関係がその実効性を支える基盤となる。

以上を踏まえ、非開示とされた情報を当審査会で見分したところ、非開示とした部分には、開発許可制度の運用という裁量判断を伴う事務に関して、特定の行政が抱える問題意識や、公にされていない内部の検討状況などが具体的に記載されていることが認められる。

これらの情報を公にすれば、非公開という前提で表明された率直な意見や内部情報が、各行政の確定的な見解であるかのような誤解を招くこともさることながら、利害関係者等から圧力や干渉を受け、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生じることは否定できない。

また、会議の内容が事後的に公にされるという事態となれば、会議の参加者間の信頼関係を損なうだけでなく、上記のようなおそれが生じることを踏まえれば、参加者が自由な意見表明を躊躇するようになるなど、会議における率直な意見交換が

不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

④復命書の一部

実施機関は、当該部分も前回会議の回答の延長であり、その他の部分と同様に非開示が妥当であると主張する。

しかし、当審査会が本件対象公文書を見分したところ、非開示とされた情報は、単なる事実関係を記録しているにすぎないことが認められた。

そうであれば、この部分を公にしたとしても、直ちに特定の市の検討状況が明らかになったり、それによって率直な意見の交換が不当に損なわれたりするなど、当該会議の適正な遂行に支障を及ぼすものとまでは認められない。

したがって、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

(3) 不存在決定の妥当性について

ア 「12月4日時点における本件対象公文書」について

実施機関は、本件対象公文書は、請求日である12月4日時点では作成していないため不存在決定を行ったものであると主張する。

条例は、現時点で保有しているものを「公文書」と定めた上で、開示請求の対象となるのは請求の時点で実施機関が保有する公文書であり、実施機関はその請求の時点で保有する公文書を開示する、すなわち、請求時点で実施機関が保有する公文書があるがままに開示することを想定しているものと解される。

この点、当審査会が本件対象公文書を確認したところ、12月5日に供覧されており、実施機関が主張するとおり請求のあった12月4日時点においては、本件対象公文書はまだ作成されておらず、保有していなかったとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

したがって、文書が存在しないとする本決定は妥当である。

イ 「行政庁会議に参加した市が来庁者に対して会議の内容を教えたり質問に答えたりしてはならないと命令や圧力をかける等ができると規定されている公文書」について

実施機関は、本請求に係る規定等は作成しておらず、通常作成されるような文書ではないと主張する。

実施機関が主張するとおり、本請求で開示を求めている文書は、社会通念上存在しない文書であることは明白である。

したがって、文書が存在しないとする本決定は妥当である。

なお、当審査会は、条例に基づき、実施機関が行った開示・非開示等の妥当性について審査するものであり、実施機関の行う事務処理が適切かどうか等についてまで審査するものではない。

(4) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 7 . 6 . 13	・ 質問書及び弁明書の受理
R 7 . 7 . 1	・ 実施機関を経由して審査請求人から反論書の受理 ・ 審査請求人から口頭意見陳述の申出
R 7 . 7 . 4	・ 実施機関及び審査請求人に対して、意見書の提出依頼
R 7 . 7 . 15	・ 書面審理 (令和 7 年度第 3 回第 1 部会)
R 7 . 8 . 8	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 7 年度第 4 回第 1 部会)
R 7 . 9 . 2	・ 審議 (令和 7 年度第 5 回第 1 部会)
R 7 . 10 . 6	・ 審議 (令和 7 年度第 6 回第 1 部会)
R 7 . 11 . 10	・ 審議 (令和 7 年度第 7 回第 1 部会)
R 7 . 12 . 8	・ 審議 ・ 答申 (令和 7 年度第 8 回第 1 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等
会長 (第二部会部会長)	名島利喜	三重大大学人文学部教授
※会長職務代理者 (第一部会部会長)	三田泰雅	四日市大学総合政策学部教授
※委員	須川忠輝	三重大大学人文学部准教授
※委員	田中亜以	司法書士
※委員	田中三貴	三重弁護士会推薦弁護士
委員	伊藤綾香	株式会社三十三総研
委員	小川友香	税理士
委員	渡邊功	三重弁護士会推薦弁護士

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。

別表

請求番号	開示請求日(A)	開示請求内容(B)	決定日(C)	決定内容(D)
1	R6.12.4	2024年11月29日に実施された行政庁会議で何が協議等されたかわかる全ての公文書（実施案内・事前の協議資料・会議録等）	R6.12.18	不存在
2	R6.12.5	同上	R6.12.19	部分開示
3	R6.12.6	①2024年11月29日に実施された行政庁会議で何が協議等されたかわかる全ての公文書（実施案内・事前の協議資料・会議録等） ②行政庁会議参加の各市が来庁者に対して行政庁会議で議事された内容を教えたり質問に答えたり開示してはならないと命令や圧力をかける等が出来ると規定されている法例・条例・規則・規定等の公文書（公文書が無いとしたらその様な命令や圧力等は規則違反となるため、行政庁会議に関する事に関しては規則違反をしても良いと定めている公文書）	同上	①部分開示 ②不存在
4	R6.12.9	同上	同上	同上
5	R6.12.10	同上	同上	同上
6	R6.12.11	同上	同上	同上
7	R6.12.12	同上	同上	同上
8	R6.12.13	同上	R6.12.27	同上
9	R6.12.16	同上	同上	同上
10	R6.12.17	同上	同上	同上
11	R6.12.18	同上	同上	同上
12	R6.12.19	同上	同上	同上
13	R6.12.20	同上	同上	同上
14	R6.12.23	同上	同上	同上
15	R6.12.24	同上	同上	同上
16	R6.12.25	同上	同上	同上
17	R6.12.26	同上	同上	同上
18	R6.12.27	同上	同上	同上